

本庁各課（室）長 殿

総務部長  
（公印省略）

公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合における  
個人情報の安全管理の措置について（通知）

令和5年4月1日以降に個人情報の取扱いを指定管理者に行わせる場合の措置について下記のとおり定めましたので、この内容について所属職員に周知するとともに、必要かつ適切な対応をされ、貴所属所管の公の施設の管理に係る個人情報の保護に万全を期してください。

なお、当職から平成17年12月20日付けで通知した「知事が指定管理者に行わせる個人情報取扱事務の取扱基準の制定について」は令和5年3月31日をもって廃止します。

記

- 1 指定管理者を選定するときは、別記「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守できるものを慎重に選定するとともに、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずること。
- 2 指定管理者の募集に当たっては申請書の提出前に、協定内容に個人情報の保護に関する特記事項の遵守があることを相手方に周知すること。
- 3 指定管理者が取り扱う個人情報の範囲は、管理する業務の内容に照らして必要かつ最小限とすること。
- 4 施設の管理に関する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上原則として実地調査により確認すること。
- 5 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、施設の管理に関する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずること。
- 6 公の施設の管理に係る協定を締結するときは、次の記載例を参考にして協定書等に指定管理者の特記事項の遵守義務を規定すること。

協定書記載例

(個人情報の保護)

第〇条 乙は、管理業務の実施により知り得た個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

担当 総務学事課文書・情報公開グループ  
電話 内線 6072

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、〇〇〇〇の管理業務（以下「管理業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該管理業務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

### (適正な取得)

第3 乙は、管理業務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

### (安全管理)

第4 乙は、管理業務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

### (作業場所の特定等)

第5 乙は、乙の（又は「甲の」）〇〇〇事務所内△△△室において、管理業務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 乙は、甲の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、管理業務を実施するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、管理業務に係る個人情報を当該管理業務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複製の禁止)

第7 乙は、甲の承認がある場合を除き、管理業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

### (再委託の禁止)

第8 乙は、管理業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認により、同項の処理を乙が委託する場合は、乙は委託先（委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない（委託先が再委託を行う場合以降も同様とする。）。

### (資料等の返還等)

第9 乙は、管理業務を実施するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、管理業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### (従業者への周知等)

第10 乙は、管理業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該管理業務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

2 乙は、この協定による管理業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契

約書に従事中及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

(実地調査の受入れ)

第11 乙は、管理業務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、甲が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は知事を、「乙」は指定管理者を指す。

2 管理業務の内容に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を削除するものとする。